

小規模多機能型居宅介護事業所「桃の花」

利 用 契 約 書

小規模多機能型居宅介護サービス利用契約書

第1条 (介護サービスの目的)

富田ケアセンター有限公司(以下「乙」という)は、介護保険法令及びこの契約に従い、乙が運営する小規模多機能型居宅介護事業所「桃の花」(以下「事業所」という。)の利用者(以下「甲」という)に対し、小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護(以下「介護サービス」という。)として、その有する能力に応じその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、その居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練(小規模多機能型居宅介護サービス)を提供します。

第2条 (指定を受けているサービス及び事業所)

- 1 事業所は、別紙「重要事項説明書」に記載した地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービスについて、倉敷市長から、介護保険法令に基づく地域密着型サービス事業者及び地域密着型介護予防サービス事業者として指定を受けています。
- 2 甲は、別紙「重要事項説明書」に記載された事業所から、介護サービスの提供を受けることが出来ます。
- 3 乙の概要及び職員体制については、別紙「重要事項説明書」に記載したとおりです。

第3条 (契約期間)

- 1 本契約書の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護(要支援者含む。以下同じ)認定の有効期間満了日までとします。
ただし、契約期間満了日以前に甲が要介護状態区分の変更の認定を受け、要介護認定有効期間の満了日が更新された場合には、変更後の要介護認定有効期間の満了日をもって契約期間の満了日とします。
- 2 前項の契約期間の満了日の30日以上前までに甲から書面による更新拒絶の申し出がない場合、この契約は自動更新され、以降も同様とします。
- 3 本契約が自動更新された場合、更新後の契約期間は、期間満了日の翌日から更新後の要介護認定有効期間の満了日とします。
ただし、契約期間満了日以前に甲が要介護状態区分の変更の認定を受け、要介護認定有効期間の満了日が更新された場合には、変更後の要介護認定有効期間の満了日をもって契約期間の満了日とします。

第4条 (介護サービスの基本内容)

- 1 乙は、介護サービスとして、①通いサービスを中心として、②訪問サービス、③宿泊サービス、④その他電話連絡による見守りや安否確認を行う等、登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービス、を組み合わせたサービスを提供します。
- 2 乙が提供する介護サービスの具体的内容、介護保険適用の有無については、別紙「重要事項説明書」のとおりです。
- 3 乙が介護保険の対象外のサービスを提供する場合には、この契約とは別に契約を締結する必要があります。

第5条 (介護サービスの具体的な取り扱い方針)

- 1 乙は、事業所の介護支援専門員が開催するサービス担当者会議等を通じて、甲の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況を把握するよう努めます。
- 2 乙は、甲の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、第8条に規定する小規模多機能型居宅介護計画及び介護予防小規模多機能型居宅介護計画（以下「介護計画」という。）に基づき計画的に介護サービスをに行うこととし、甲が住み慣れた地域での生活を継続することができるようにします。
- 3 乙は、介護サービスの提供に当たっては、介護計画に基づき、利用者の状態に適した機能訓練及び必要な援助を行います。
- 4 乙は、提供する介護サービスの質の評価を行うとともに、定期的に外部評価を受けてその結果を公表し、常にその改善を図るよう努力します。
- 5 乙は、甲の被保険者証に認定審査会意見が記載されている場合、この意見に配慮してサービスの提供を行うよう努めます。
- 6 乙は、適切に介護サービスを提供し、甲及び甲の家族に対し、介護サービスの提供方法について理解しやすいよう説明します。
- 7 乙は、介護サービスの提供に当たっては、甲又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむをえない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（身体的拘束等）を行いません。また、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむをえない理由を記録します。
- 8 乙は、甲が通いサービス及び訪問サービスを利用していない日においても、可能な限り、電話による見守り等甲の居宅における生活を支えるためのサービスを提供します。

第6条 （居宅サービス事業者等との連携）

- 1 乙は、甲に対して介護サービスを提供するにあたり、居宅サービス事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。
- 2 乙は、甲に対して介護サービスを提供するにあたり、利用者の健康管理を適切に行うため、主治の医師との密接な連携に努めます。
- 3 乙は、甲に対する介護サービスの提供の終了にあたり、甲又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、甲に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

第7条 （居宅サービス計画の作成・変更等）

- 1 乙の介護支援専門員は、甲の居宅サービス計画（ケアプラン）を作成します。
- 2 乙の介護支援専門員は、甲の居宅サービス計画の作成変更の際には、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省令第33号）第13条各号に掲げる具体的取り組み方針に沿って行います。
- 3 乙は、甲が他の小規模多機能型居宅介護事業者等の利用を希望する場合、その他甲から申し出があった場合には、甲に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付します。

第8条 （介護計画の作成・変更）

- 1 事業所の介護支援専門員は、甲の日常生活全般の状況や希望を踏まえて、介護計画を作成します。

- 2 介護計画には、援助の目標、当該目標達成のための具体的なサービス内容等を記載します。
- 3 事業者の介護支援専門員は、介護計画作成後も、当該介護計画の実施状況及び甲の容態の変化等を把握し、甲の希望にも配慮し、必要に応じて当該介護計画の変更を行います。
- 4 甲は、乙に対し、いつでも介護計画を変更するよう申し出ることができます。
事業所の介護支援専門員は、甲からの申し出があった場合、第1条に規定する小規模多機能型居宅介護サービスの目的に反するなど変更を拒む正当な理由がない限り、甲の希望に添うよう計画を変更します。
- 5 事業所の介護支援専門員は、介護計画を作成し又は変更した際には、甲及び甲の家族に対し、その内容を説明します。
提供するサービスのうち、介護保険の適用を受けないものがある場合には、特にそのサービスの内容及び利用料を説明し、甲の同意を得ます。

第9条 （介護サービスの提供記録）

- 1 乙は、甲に対して介護サービスを提供した際には、当該サービスの提供日、内容及び介護保険から支払われる報酬等の必要事項を、甲の居宅サービス計画を記載した書面に記載します。
- 2 乙は、甲に対する介護サービスの提供に関する記録を整備し、完結日から2年間保存します。
- 3 甲は、乙に対し、いつでも1項に規定する書面その他乙に対する介護サービスの提供に関する記録の閲覧謄写を求めることができます。
ただし、謄写に際して、乙は甲に対して、実費相当額を請求できるものとします。
- 4 乙は、甲に対して、提供した介護サービスの内容を確認するために毎月報告書を作成します。

第10条 （利用料等）

- 1 乙が提供する介護サービスの利用月毎の利用料及びその他の費用は、別紙「重要事項説明書」に記載したとおりです。
- 2 乙から提供を受けるサービスが介護保険の適用を受ける場合、甲は、乙に対し、原則として、利用料の1割を支払います。
ただし、介護保険法令に基づいて、甲が、保険給付を償還払い（一旦甲が乙に対し全額を支払い、その後甲が倉敷市から9割分の払い戻しを受ける支払い方法）の方法で受ける場合には、乙に対し、利用料の全額を支払います。
- 3 乙から提供を受けるサービスが介護保険の適用を受けない場合、甲は、乙に対し、利用料の全額を支払います。
- 4 乙は、甲に対し、毎月翌月10日までに、当月のサービス内容、利用料等を記載した利用明細書を作成し、請求書に添付して送付します。
請求書には、①甲が利用した介護サービスにつき、利用回数、利用の内訳、介護保険適用の有無、法定代理受領の有無を明示します。
- 5 甲は、乙に対し、当月の利用料を、毎月翌月末までに乙の指定する方法で支払います。
- 6 乙は、甲から利用料等の支払いを受けたときは、甲に対し、領収書を発行します。
領収書には、乙が提供する各種のサービスごとの介護保険給付の対象となるものと、対象外との区別、領収金額の内訳を表示します。

第11条 （保険給付の請求のための証明書の交付）

- 1 乙は、甲に対して提供した介護サービスについて、甲から利用料の全額の支払いを受けた場合、甲から求められた時は、甲に対し、サービス提供証明書を交付します。
- 2 サービス提供証明書には、提供した介護サービスの内容、利用単位、費用等を記載します。

第12条（利用料の滞納）

- 1 甲が、正当な理由なく乙に支払うべき利用料を1ヶ月以上滞納した場合において、乙が、甲もしくは甲の連帯保証人に対して、2週間以内に滞納額を支払うよう催告したにもかかわらず全額の支払いがない時、乙は、甲の健康・生命に支障がない場合に限り、全額の支払いがあるまで甲に対する介護サービスの全部又は一部の提供を一時停止することができます。
- 2 乙が、甲に対し、前項の一時停止の意思表示をした後、2週間経過しても全額の支払いがない時、乙は、甲の健康・生命に支障がない場合に限り、この利用契約を解除することができます。

第13条（契約の終了）

次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約は終了します。

- (1) 甲の要介護状態区分が、自立と認定された時。
- (2) 甲が死亡した時。
- (3) 第12条に基づき、乙から契約の解除の意思表示がなされた時。
- (4) 第14条に基づき、甲から契約の解除の意思表示がなされ、予告期間が満了した時。
- (5) 第15条に基づき、乙から契約の解約の意思表示がなされ、予告期間が満了した時。
- (6) 甲が、介護保険施設等へ入所した時や医療機関等におおむね1ヶ月以上入院した時。
- (7) 甲の所在が、2週間以上行方不明になった時。
- (8) 甲に医療行為が必要となった時。
- (9) 甲が倉敷市の介護保険被保険者でなくなった時。

第14条（甲の解約権）

甲は、乙に対し、いつでもこの契約の解約を申し入れることができます。

この場合には、30日以上予告期間をもって届け出るものとし、予告期間満了日に契約は解除されます。

第15条（乙の解約権）

- 1 乙は、甲が故意に法令違反その他著しく常識を逸脱する行為をなし、乙の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、もはや第1条に定めるこの介護サービス利用契約の目的を達することが不可能となった時、30日以上予告期間を持ってこの契約を解除することができます。
- 2 乙は、甲が契約締結時及び契約期間中に、その心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた時、30日以上予告期間を持ってこの契約を解除することができます。
- 3 乙は、甲が乙の利用者及び乙の従業員に対し、暴言、暴行、傷害等の行為を行い今後もその危険性がある時、30日以上予告期間を持ってこの契約を解除することができます。

第16条（損害賠償）

- 1 乙は、甲に対する介護サービスの提供に当たって、万が一事故が発生し、甲又は甲の家族の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、不可抗力による場合を除き、速やかに甲に対して損害を賠償します。
ただし、甲に故意又は過失が認められ、かつ甲の置かれた心身の状況を勘案して相当と認められる場合には、損害賠償を減ずることができるものとします。
- 2 乙は、自己の責めに帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以

下の各号に該当する場合には、乙は、損害賠償責任を免れます。

- (1) 甲が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合。
 - (2) 甲が、サービスの実施のため必要な事項に関する聴取、確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合。
 - (3) 甲の急激な体調の変化等、乙が実施したサービスを起因としない事由に専ら起因して損害が発生した場合。
 - (4) 甲が、乙及び乙の従業員の指示・依頼に反して行った行為に専ら起因して損害が発生した場合。
- 3 乙は、万が一の事故発生に備えて損害賠償保険に加入しています。

第17条（緊急時の対応）

- 1 乙は、介護サービスの提供中に甲の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに別紙「重要事項説明書」記載の主治の医師又は協力医療機関と連絡を取り、救急治療あるいは救急入院など必要な措置を講じます。
- 2 前項の場合、乙は、別紙「重要事項説明書」記載の緊急連絡先に直ちに連絡します。

第18条（身分証携行義務）

乙の従業者のうち訪問サービスの提供に当たる者は、常に身分証を携行し、甲や甲の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

第19条（秘密保持）

- 1 乙及び乙の従業者は、正当な理由がない限り、甲に対する介護サービスの提供にあたって知り得た甲又は甲の家族の秘密を漏らしません。
 - 2 乙は、乙の従業者が退職後、在職中に知り得た甲又は甲の家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じます。
 - 3 乙は、甲の個人情報を用いる場合は甲の同意を、甲の家族の個人情報を用いる場合は甲の家族から同意を、あらかじめ文書で得ない限り、サービス担当者会議等において、甲又は甲の家族の個人情報を用いません。
 - 4 乙及び乙の従業者は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は甲又は甲の家族の同意を得ることなく、甲又は甲の家族の個人情報を第三者に提供することがあります。
- (1) 甲について、高齢者虐待の防止・高齢者の養護者に対する支援等に関する法律上の通報の必要が生じ、同法律第7条、第21条1項ないし3項及び6項により守秘義務が免除される時。
 - (2) 甲について、生命、身体又は財産の保護のために個人情報の使用が必要となり、かつ、甲の同意を得ることが困難である時。
 - (3) 個人情報保護法第23条1項各号により、本人の同意なく個人情報の第三者提供が許される時。

第20条（苦情処理）

- 1 甲又は甲の家族は、提供された介護サービスに苦情がある場合、いつでも別紙「重要事項説明書」記載のご利用者相談窓口で苦情を申し立てることができます。
- 2 甲は、介護保険法令に従い、市町村及び国民健康保険団体連合会等の苦情申し立て機関に苦情を申し立てることができます。
- 3 乙は、甲が1項又は2項の苦情申し立てを行った場合、これを理由として甲に対して何らかの差別待遇もいたしません。
- 4 乙は、甲から提供した介護サービスについて、甲又は甲の家族から苦情の申し出があった場合は、迅速、適切に対処し、サービスの向上、改善に努めます。

第21条（合意管轄）

本契約に関してやむを得ず訴訟をする場合は、岡山地方裁判所倉敷支部を第1審管轄裁判所とすることを甲及び乙は予め合意します。

第22条（連帯保証人及び代理人）

- 1 乙は、甲に対し、本契約を締結するにあたり原則2名の連帯保証人を求めることができる。
- 2 連帯保証人は甲が利用料等の支払いを遅延した場合は乙の請求に対し、遅延なく利用料等を支払わなければならない。
- 3 本契約に対し、甲が契約書に署名できない場合は連帯保証人を代理人として署名することが出来る。

第23条（契約外事項）

本契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、甲及び乙の協議により定めます。

以上のとおり、契約が成立したことを証するために、本契約を2通作成し、乙及び甲もしくは甲の連帯保証人は署名押印の上、各1通ずつ保有することとします。

令和 年 月 日

ご利用者（甲）	私は、以上の契約内容について説明を受け、内容を確認しました。 私は、この契約書で確認する介護サービスの利用を申し込みます。			
	署名を代行 した理由			
	住所	〒□□□□ - □□□□□□		
	氏名			
	電話番号	() -	F A X	() -

連帯保証人	私は、本人の契約意思を確認しました。 私は、甲の連帯保証人として契約意思を確認しました。 私は、本人が署名できない場合は、連帯保証人としてこの署名を行いました。			
	本人との関係			
	住所	〒□□□□ - □□□□□□		
	氏名			
	電話番号	() -	F A X	() -

事業者（乙）	当事業所は、介護サービスを提供する事業者として甲の申し込みを受諾し、			
	所在地	〒713-8115 倉敷市玉島道口2754-1		
	名称	富田ケアセンター有限会社		
	代表者	代表取締役社長 山中 祥吉		
	電話番号	(086)-522-8511	F A X	(086)-522-2611